

## 認定規程等の改正について

一般社団法人日本消防放水器具工業会

認定規程類（認定総則、認定規程、認定細則及び採水口の技術基準）については、別添のように改正いたしました。その改正内容は下記のとおりです。

### 【改正内容】

#### I 認定総則

##### 1. 第2条第1

スプリンクラー設備等の送水口の基準「消防庁告示第三十七号」をスプリンクラー設備等の送水口の基準「消防庁告示第十九号」に改める。  
(当該告示基準改正により告示番号が変更されたため)

#### II 認定規程

##### 1. 第2条

###### (1) 登録認定

「スプリンクラー設備等の送水口の基準(平成十三年六月二十九日消防庁告示第三十七号)」を「スプリンクラー設備等の送水口の基準(平成二十六年四月十四日消防庁告示第十九号)」に改める。  
(当該告示基準改正により公布日及び告示番号が変更されたため)

###### (2) 自主認定

「採水口の技術基準(平成十一年十二月一日(社)日本消防放水器具工業会基準日放工第五十六号)」を「採水口の技術基準(平成二十六年四月二十三日(一社)日本消防放水器具工業会基準日放工第十号)」に改める。  
(スプリンクラー設備等の送水口の基準改正により、その基準の引用部分の施行に当たり通知日が変更されたため)

#### III 認定細則

##### 1. 第2技術基準

「スプリンクラー設備等の送水口の基準(消防庁告示第三十七号(平成十三年六月二十九日))」を「スプリンクラー設備等の送水口の基準(平成二十六年四月十四日消防庁告示第十九号)」に改める。  
(当該告示基準改正により公布日及び告示番号の変更と表記の統一を図った)

#### IV 採水口の技術基準

スプリンクラー設備等の送水口の基準改正に伴い、当該基準から引用されている項目について、次のように改めた。

##### 1. 第2 構造及び機能

「1 ホース又は吸管の結合金具は、差込式又はねじ式とし、差込式のものにあつては「消防用ホースに使用する差込み式結合金具の技術上の規格を定める省令（平成4年自治省令第2号）」に規定する呼称65、ねじ式のものにあつては、「消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式結合金具の技術上の規格を定める省令（平成4年自治省令第3号）」に規定する呼称65、75又は100に適合すること。」

を

「1. 結合金具は、差込式又はねじ式のものとし、差込式のものにあつては「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式結合金具の技術上の規格を定める省令(平成25年総務省令第23号)」に規定する呼称65、ねじ式のものにあつては同令に規定する呼称65、75又は100に適合すること。」に改める。

##### 2. 第3 材質

「3 差込式のものにあつては「消防用ホースに使用する差込み式結合金具の技術上の規格を定める省令（平成4年自治省令第2号）」に規定する受け口のパッキンの材料、ねじ式のものにあつては、「消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式結合金具の技術上の規格を定める省令（平成4年自治省令第3号）」に規定するパッキンの材料に適合すること。」

を

「3. 差込式のものにあつては「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式結合金具の技術上の規格を定める省令(平成25年総務省令第23号)」に規定する受け口のパッキンの材料、ねじ式のものにあつては同令に規定するパッキンの材料に適合すること。」に改める。

以上